

決議

11. 適切な広報資料を作成して、助成の最低レベルを確保するための積極的な基金増額キャンペーンに着手することを、事務局長に要請する。

12. この目的の事務局長の基金増額キャンペーンに対し、締約国とパートナー機関、NGOが支援し、またその他の団体個人も可能な立場にある場合には基金に献金することを求める。

決議VI. 7 科学技術検討委員会

1. 科学技術検討委員会 (STRP) のメンバーは、適切な科学技術知識を持ち、締約国会議によって指名されるが、国の代表としてではなく個人として活動を行うものとした決議5. 5による委員会の創立を想起し、

2. 1993年10月スイスのグランで行われた第14回ラムサール常設委員会で、第6回締約国会議が終了するまでの期間、締約国会議や常設委員会、事務局に助言を行うため、締約国からの提案に基づき、また各地域が均等に代表されるように注意を払い、7人の科学技術検討委員会のメンバーが指名されたことに注目し、

3. さらに常設委員会が決議5. 5に列挙された課題の検討を行った後、科学技術検討委員会に対し、以下の三つの特定の項目に集中するよう要請したことに注目し、

(a) 国際的に重要な湿地を選定するための基準の見直しを行う。特に勧告5. 9が要請している、生物多様性や漁獲高にも留意した、魚類に関して重要な湿地に関する基準やガイドラインの設立。

(b) 勧告5. 2が要請している、登録湿地に関する「生態学的特徴」と「生態学的特徴の変化」の定義。そして

(c) 決議5. 4が要請している、モントルーレコードの適用の見直し。

4. 第5回締約国会議以降の、上記の三つの課題やラムサール条約の履行に重要な他の科学的技術的問題への科学技術検討委員会メンバーの貢献に感謝し、

5. これまでの科学技術検討委員会のメンバーがその報告書の中で表明している、今後科学技術検討委員会が条約のために行う可能性のある業務、すなわち、「ラムサール条約湿地保全および賢明な利用のための小規模助成基金」に提出されたプロジェクトの検討、登録湿地選定のための基準の継続的な見直し、モントルーレコードと管理ガイダンス手続きの運用に対する見解を記録にとどめ、

締約国会議は、

6. 決議5. 5の内容に以下の変更を加え、再確認する。

(a) 正式メンバーが参加できない場合でも、各地域の意見が毎回科学技術検討委員会で確実に反映されるようにするため、正式メンバー選出と同様の手続きで代理メンバーを選出するものとする。代理メンバーは、指名された正式メンバー本人が出席できない時のみ会議に出席するが、すべての科学技術検討委員会の課題に関して意見を求められ、関連文書を受け取るものとする。

(b) 科学技術検討委員会は、要求に応じて意見情報を提供するネットワークによって支えられる。このネットワークは、締約国によって推薦される専門家を含み、通信連絡によって協議を行うものとする(ファックスや電子メールを含む)。

7. 締約国会議や常設委員会への科学技術委員会メンバーの参加の価値を強調し、そのために必要となる追加資金の確保のために最大限の努力をするよう締約国、常設委員会、条約事務局に対し要請する。

8. 先の締約国会議において締約国から示された意見と課題の優先順位を考慮した上で、その例年の会議に

において科学技術検討委員会の翌年の主な任務を規定することを、常設委員会に対し求める。

9. 生物多様性条約の科学上および技術上の助言に関する補助機関 (SBSTTA) や、他の環境関連条約に助言を与える同様の機関と緊密な関係を築くよう、科学技術検討委員会に対し奨励する。

10. 第6回締約国会議を終えてから第7回会議を終えるまでの間の科学技術検討委員会の正式メンバーと代理メンバーは、1995年9月ブリスベンで行われた第16回常設委員会のために提出された締約国による提案に基づき、常設委員会によって勧告された人々に委ねられることが決定した。各メンバーは以下の通りである。

正式メンバー

アフリカ:	ヤー・ンティアモア＝ベドゥ女史(ガーナ)
アジア:	菰田誠氏(日本)
東ヨーロッパ:	ミハリイ・ベグ氏(ハンガリー)
中南米:	ロベルト・シュラター氏(チリ)
北アメリカ:	アラン・スミス氏(カナダ)
オセアニア:	キース・トンプソン氏(ニュージーランド)
西ヨーロッパ:	フランソワ・ルトウルノー氏(フランス)

代理メンバー

アフリカ:	アブバカール・アウェス氏(ニジェール)
アジア:	C. L. トリサル氏(インド)
東ヨーロッパ:	ミクラス・リシキ氏(スロヴァキア)
中南米:	ピーター・ベーコン氏(トリニダード・トバゴ)
北アメリカ:	モウリシオ・セルバンテス＝アブレゴ氏(メキシコ)
オセアニア:	マックス・フィンレイソン氏(オーストラリア)
西ヨーロッパ:	パレ・ワード・エブセン氏(デンマーク)

決議VI. 8 事務局長に関わる事項

- 事務局の最高責任者である事務局長職を設置した第3回締約国会議(1987年、カナダのレジャイナで開催)の条約事務局に関わる決議を想起し、
- さらに事務局長の責務を規定した第4回締約国会議(1990年、スイスのモントルーで開催)の決議を重ねて想起し、
- ラムサール条約の法人格はIUCN(国際自然保護連合)により与えられている事実、さらにIUCNは条約に対し専門的知見のみならず多くの事務業務を提供している点を意識し、
- 財政や予算事項、人事管理、施設管理の権限委任はIUCNの事務総長より条約事務局長に与えられていることを記録し、
- 締約国に協力支援を行っているラムサール事務局に対する事務局長の指導的監督的役割を強調し、

締約国会議は、

- 条約の初代事務局長を務めたダニエル・ネイビッド氏の、過去15年にわたる当条約の発展に対するその多大な貢献に感謝の意を表し、
- ネイビッド氏の辞任後、事務局長代行の任命と新事務局長選任のための手続きを設定した常設委員会議長及び委員各位の行動を支持し、